

APRC-FY2022-PD-VNM02

海外の政策文書

原文： Chương trình quốc gia phát triển công nghệ cao đến năm 2030 (ベトナム社会主義共和国 官公庁) 2021年1月

URL：

<http://www2.chinhphu.vn/portal/page/portal/chinhphu/cacchuongtrinhkhoahocvacongnghe/noidungchuongtrinh?categoryId=100002847&articleId=10061123>

【ベトナム】

2030年までの、ハイテク技術を開発する国家プログラム

(Tentative translation)

【仮訳・編集】

国立研究開発法人科学技術振興機構
アジア・太平洋総合研究センター

【ご利用にあたって】

本文書は、国立研究開発法人科学技術振興機構（JST）アジア・太平洋総合研究センター（Asia and Pacific Research Center；APRC）が、調査研究に用いるためアジア・太平洋地域の政策文書等について仮訳したものとなります。APRCの目的である日本とアジア・太平洋地域との間での科学技術協力を支える基盤構築として、政策立案者、関連研究者、およびアジア・太平洋地域との連携にご関心の高い方々等へ広くご活用いただくため、公開するものです。

【免責事項について】

本文書には仮訳の部分を含んでおり、記載される情報に関しては万全を期しておりますが、その内容の真実性、正確性、信用性、有用性を保証するものではありません。予めご了承下さい。

また、本文書を利用したこと起因または関連して生じた一切の損害（間接的であるか直接的であるかを問いません。）について責任を負いません。

APRCでは、アジア・太平洋地域における科学技術イノベーション政策、研究開発動向、および関連する経済・社会状況についての調査・分析をまとめた調査報告書等をAPRCホームページおよびポータルサイトにおいて公表しておりますので、詳細は下記ホームページをご覧ください。

（APRCホームページ） <https://www.jst.go.jp/aprc/index.html>



（調査報告書） <https://spap.jst.go.jp/investigation/report.html>



本資料に関するお問い合わせ先：

国立研究開発法人科学技術振興機構（JST）アジア・太平洋総合研究センター（APRC）

Asia and Pacific Research Center, Japan Science and Technology Agency

〒102-8666 東京都千代田区四番町5-3 サイエンスプラザ

Tel: 03-5214-7556 E-Mail: aprc@jst.go.jp

<https://www.jst.go.jp/aprc/>

政府首相

ベトナム社会主義共和国
独立－自由－幸福

No : 130/QD – TTg

ハノイ、2021年1月27日

決定

2030年までのハイテク技術を開発する国家プログラム

政府首相

2015年6月19日付、政府組織法；2019年11月22日付で政府組織法、地方自治体法の改正法にもとづく。
2008年11月13日付、ハイテク法にもとづく。
科学技術担当大臣の要請による。

決定

第1条 以下、2030年までのハイテク技術を開発する国家プログラム（以下、「プログラム」という）の
主要内容とする。

1 プログラムの目標

1.1 全体的な目標

高度な技術を研究、習得、開発し、ハイテクを社会経済の発展、国防と安全の確保、環境保護、製品
生産、サービス提供に効果的に応用し、多くのハイテク産業、ハイテク農業、およびこれらの分野で活
動する企業を形成、発展させる。

1.2 具体的な目標

- 1) ハイテクリストにある20のハイテク技術を開発・習得し、地域の先進レベルに達する開発への投
資を優先し、ハイテク製品の生産に効果的に適用し、企業のハイテクサービスを提供する。
- 2) 加工製造業におけるハイテク製品の輸出額を全体の60%程度にし、農業生産額全体に占めるハイ
テク農業生産額の割合を急速に高め、付加価値の高い新製品・新サービスを創造する。
- 3) 発展を奨励するハイテク製品リストの中で、ハイテク製品を生産し、ハイテクサービスを提供す
る企業約500社を建設し、発展させる。また、全国の農産物の生産から加工、消費までのチェーン

の中で、協力と連携を図りながら高度な技術を駆使したハイテク農業企業約200社を建設し、発展させる。

2 コンポーネントプログラム

2030年までのハイテク開発の国家プログラムは、以下の詳細な内容との3つのコンポーネントプログラムを含む。

2.1 科学技術省が主催する研究、応用、ハイテク開発、ハイテクサービスおよび製品を開発するプログラム

- 1) 04公共部門において、首相が承認した開発投資優先ハイテクリストおよび開発奨励ハイテク製品リストに掲載されたハイテクを、研究、習得、開発する。優先技術には、情報通信技術、バイオテクノロジー、自動化技術、新素材技術などが含まれる。
- 2) 社会経済、国防安全保障、製品生産、ハイテクサービスの提供の分野でハイテクを応用すること。
 - － 首相が承認した開発投資優先ハイテクリスト、開発奨励ハイテク製品リストにもとづき、ハイテク応用プロジェクトを策定し、実施する。
 - － 企業や科学技術団体が、規則や契約技術移転、科学技術に関する協力協定にもとづき受け入れた科学技術課題の研究成果にもとづいて、ハイテク応用プロジェクトを展開することを支援する。

2.2 商工省が主催するハイテク産業の開発に関するプログラム

- 1) 産業部門において、首相が承認した開発投資優先ハイテクリスト、開発奨励ハイテク製品リストに記載されたハイテク技術の研究、習得、開発を行う。
- 2) 産業分野におけるハイテクの応用
 - － 首相が承認した開発投資優先ハイテクリストおよび開発奨励ハイテク製品リストに掲載されたハイテク応用プロジェクトを産業分野で開発・実施する。
 - － 各レベルで認められた科学技術課題の研究成果、技術移転契約または科学技術に関する協力協定にもとづき、企業、科学技術団体がハイテク応用プロジェクトを産業界に展開するための支援に重点を置く。
- 3) ハイテク技術の開発・実施
 - － ハイテク製品を製造する企業エコシステムの開発・構築、グローバルなサプライチェーンに深く参加するハイテクサービスを供給、ロジスティクス市場のニーズに対応、デジタル経済、および国家ブランドのプログラムや国家貿易促進プログラムなど、他のプログラムと同時実装にもとづいて電子貿易を開発する。
 - － ハイテク産業の発展に寄与する裾野産業を、首相が承認した裾野産業育成プログラムの目的、課題、解決策との統合を基本に育成する。
 - － 国の主要な経済部門に属する多くの経済グループや企業が、第4次産業革命のキーテクノロジーであるコアテクノロジーを研究、開発、習得することを奨励し、支援する。

2.3 農業農村開発省によって主催するハイテクの応用をする農業開発のプログラム；

- 1) 農業分野で首相が承認した開発投資優先ハイテクリストと開発奨励ハイテク製品リストに掲載されたハイテク技術の研究、習得、開発を推進する。
- 2) 農業分野におけるハイテク応用
 - － 首相が承認した開発投資優先ハイテクリストと開発奨励ハイテク製品リストのハイテク農業プロジェクトを開発し、農業部門に導入する。
 - － 企業や科学技術機関が、各レベルで受け入れられ、承認された科学技術課題の研究成果、技術移転契約、または科学技術協力に関する協定にもとづいて、ハイテク農業プロジェクトを実施するための支援に重点を置く。
- 3) ハイテク農業の構築と発展
 - － 農業生産にハイテクを応用し生態系を開発して構築し、ハイテクサービスを供給する。ハイテク応用農業企業を開発するために支援し、ハイテク応用農業地域を開発、グローバルなサプライチェーンに深く参加することを支援する。
 - － 首相が決定したハイテク農業地帯の技術について核心的な役割を促進し、効果的な運用におけるハイテクの適用、地域の調整と支援を確立する。

3 プログラムを実現するソリューションおよび義務

3.1 充実体制

ハイテク技術の研究、習得、開発を促進するため、法律文書体系を見直し、完成させること。
社会経済の発展、国防・安全保障、環境保護のためにハイテク技術を効果的に応用すること。製品・サービスを生産し、企業を設立し、多くのハイテク産業とハイテク応用農業を発展させること。

3.2 研究活動の支援、技術移転、研究結果を利用した知的財産権、企業と科学技術団体の緊密な連携を促進

- 1) 地域（訳注：ASEAN地域）の先端技術レベルに達するハイテク研究のうち、経済部門における主要製品の創造や、ハイテク公共サービスを創造するプロジェクトへの資金援助を行う。
- 2) 所有権の移転、国家予算を使った研究開発成果の活用、機械設備への投資、サンプル製品、設計図、ソフトウェア、トレーニング、コンサルタント採用、特許、知的財産権の移転、産業財産、企業・組織間のハイテク研究協力プロジェクトの成果検証などの活動への資金援助を行う。
- 3) 開発奨励をされるハイテク製品を製造する試験プロジェクトを実現する経費を支援する。
- 4) 研究プロジェクトの成果を応用する活動、試作、ハイテク応用のための経費を支援する。

3.3 ハイテクサービスの応用、製品生産、ハイテク技術提供の支援と促進

- 1) 優先投資対象であり、開発が奨励されているプロジェクトのアプリケーション、ハイテク製品生産、ハイテクサービス提供への直接投資を支援する。
- 2) 活動の展開支援に焦点をあて、質の向上をするための義務、専門者の数を拡大、応用分野における相談組織、およびハイテク開発を行う。

3.4 ハイテクにおける国際協力の促進

ベトナムの科学技術団体・企業による、ハイテク技術の研究・応用・開発のための国際協力活動、特に科学技術レベルが高い国・地域・外国組織との協力を促進・支援し、以下の内容を実施する。

- 1) 二国間および多国間の科学研究協力プログラムおよびプロジェクトの組織と実施に参加する。
- 2) ハイテク研究施設・センターの協力と発展、ベトナム企業とハイテク外国企業間の研究・技術移転・発明品利用・工業所有権に関する協力プロジェクトを促進する。
- 3) ベトナムの組織・企業の専門家・研究者と外国の研究・研修機関やハイテク企業と交流する。ハイテクに関する国際的な協会、その他の組織に参加する。外国および海外のベトナム人のハイテク専門家をベトナムに招き、本プログラムにもとづくコンサルティング、研究、教育、業務遂行に招待する。

3.5 ハイテクの役割およびインパクトについて社会意識を向上

- 1) 社会経済の発展、治安の確保、防衛における研究成果や業績、ハイテク技術の応用について、社会、組織、企業への伝播、普及、啓発活動を組織し、教育・訓練機関において科学技術知識の紹介、普及を行う。
- 2) 省庁、産業、機関と専門家、科学者、国内と国外の学生が参加できるハイテクについての会議、フォーラム、セミナーを開催する。

4 プログラムを実現する経費

4.1 本プログラムの実施に必要な資金は、以下の資金源により確保されている：プログラムの義務を実現するために交付される国家予算。プログラムの実現へ参加する企業、組織の資金源、国外および国内の個人、組織からの提供、その他、法律で定められた合法的な資金源。

4.2 毎年、プログラムの目的と内容にもとづいて、各省庁、閣僚級機関、政府機関、省・中央運営都市の人民委員会は、プログラム実施のための資金配分の優先順位を決める。

4.3 本決定で規定された業務を遂行するための国家予算、およびその他の合法的な資本源からの資金管理および使用は、国家予算に関する法律およびその他の関連する法的規制を遵守するものとする。

5 実現する組織

5.1 プログラムを指導する委員会

このプログラムは、首相の決定で設立された国家科学技術プログラム運営委員会の指示と調整に従う。コンポーネントプログラム管理委員会は関連省庁の大臣の決定により設立され、コンポーネントプログラムの活動展開のアドバイスを行う。

5.2 省庁、公的機関の責任

1) 科学技術省：

- － 監視の担い手であり、プログラムの実現、展開および構築の状況を統括する：ハイテク開発する国家プログラム付属コンポーネントプログラムを実現するために調整を行う。プログラムを実現するソリューション、課題を展開し、毎年、定期的の実現状況を要約して、政府首相に報告する。
- － 関係省庁との調整を行い、プログラムの達成結果の応用を促進するための活動を実施する。
- － 研究のコンポーネントプログラムの枠組み、応用、ハイテク開発、製品開発およびハイテクサービスならびに実現・展開を承認することを全うするために構築をおこなう。
- － 国家レベル科学技術プログラムの規定に従うコンポーネントプログラムを実現する経費を配置するために科学技術計画・経費をまとめ、財務省に報告する。

2) 商工省

- － 科学技術省と密接に連携し、コンポーネントプログラムの枠組みを主宰することで、検討、開発し、割り当てられたタスクを実行する。
- － 多くのハイテク産業の発展のためのコンポーネントプログラムの枠組みの実装を策定し、受け入れ、組織化する。コンポーネントプログラムの成果の適用を促進するための活動を実施する際に、関連する省庁と調整し、毎年11月30日までに、科学技術省に報告する。
- － 毎年、科学技術計画を承認し、多くのハイテク産業発展に関するプログラムの実施のために資金を提供し、コンポーネントプログラムの実施のために資金を割り当てるため、科学技術省、財務省に報告する。

3) 農業農村開発省

- － 科学技術省と密接に連携し、コンポーネントプログラムの枠組みを主宰することで、検討、開発し、割り当てられたタスクを実行する。
- － ハイテク技術に応用する農業を開発するコンポーネントプログラムの枠組みを承認あるいは構築して、実現展開を行う。省庁、関連する産業と協調し、活動を展開して、コンポーネントプログラムの成果の応用を促進し、毎年11月30日までに、科学技術省に報告する。
- － 監視の担い手であり、ハイテク技術を応用する農業企業、地域、領域を開発するために取りまとめをして、政府首相に報告する。
- － 毎年、科学技術計画、多くのハイテク産業の開発に関するプログラム実施のために資金を承認し、要約し、コンポーネントプログラムの実施のための資金を割り当てるために科学技術省、財務省に報告する。

4) 他の省庁：情報通信省、医療省、教育訓練省、交通・運輸省、国防、公安、ベトナム科学技術アカデミー、および省庁、関連する公的機関は、プログラム内容にもとづいて、担当する分野、範囲におけるプログラムのソリューション、課題の展開を、規定に従って実施するとともに、科学技術省に課題を提案・報告する。

5) 財務省

- － 科学技術省および省庁ならびに関連産業と協調し、国家予算法、ハイテク法の規定に従うプログラムのための国家予算を管理して配置および関連法律の規定をする。

- － 科学技術省と協調、確認をし、プログラムを実現する金融メカニズムを構築する。
- 6) 省の人民委員会、中央付属都市
- － 農業、農村に投資する企業に奨励する政策、メカニズムについて、2018年4月17日政府の議定57/2018/ND-CPの規定に従って、地方プロジェクトの支援を実現する。
 - － プログラムの実施において、関係省庁と調整する。ハイテク農業地区や地域、ハイテク農業企業の発展のための技術資源支援の状況をまとめ、農業農村開発省、政府首相に報告する。

第2条 施行の有効性

当決定は署名した日から有効である。

第3条 施行責任

大臣、大臣級機関の官長、政府付属機関の官長、省および中央付属都市の人民委員会会長は、当決定を施行する責任を負う。

受理場所

- － 首相、政府の副首相
- － 省庁、大臣級機関、政府付属機関
- － 省および中央付属都市の人民委員会
- － 党中央委員会
- － 国会事務所
- － 官公庁：政府官房長官、各副議長、首相補佐、電子情報部門の事務局長、所轄：経済統括部、統括部、工業部、農業部、企業革新部、行政手続管理庁
- － 保管：文書、文化教育部 (2) NTN 11

署名

首相

副首相；ヴ ドゥック ダム